

令和6年度 村山特別支援学校防災計画

1 目的

この計画は、防火・防災管理業務の適正な運営を図るとともに、必要な事項を定めて、火災、地震及びその他の災害の予防及び非常時の人命の安全を確保することを目的とする。

2 基本方針

- ①日常の予備点検に重点を置き、失火、危険箇所等の防備体制を徹底、実施する。
- ②失火等は、児童・生徒の安全確保を最優先した避難を行う。
- ③災害発生時は、責任者が「原因」「箇所」「規模」を速やかに確認し指示・行動する。

3 安全教育・安全指導

安全教育・安全指導を教育課程に組み入れ、毎月安全指導日を設定する。安全指導・避難訓練を計画的に実施する。日常の指導の中で、健康・安全に対する心構えを育成する。

令和6年度安全指導・避難訓練の年間指導計画

4月	◎火元責任者決定、避難体制決定、防災体制の確認、マチコミメール登録、緊急時児童・生徒個人カード整備 ◎心肺蘇生・AED使用法研修(教職員対象)
5月	◎避難訓練（地震想定）
6月	◎避難訓練（火災想定）
7月	◎避難訓練（地震想定・引渡し訓練） ◎宿泊防災訓練（高等部1年生対象） ◎総合防災訓練 ◎防災研修（教職員対象）
9月	◎避難訓練（豪雨・強風・浸水想定）
10月	◎避難訓練（地震想定）
11月	◎避難訓練（火災想定）
12月	◎避難訓練（地震想定、抜打ちで実施）
1月	◎避難訓練（Jアラート） ◎セーフティ教室
2月	◎避難訓練（火災想定） ◎防犯訓練
3月	◎避難訓練（地震想定） ◎年間安全指導の評価

○毎月の安全指導・避難訓練に併せて、火災予防設備の自主点検を行う。

○施設・設備の学期毎の安全点検を実施する。

○毎月の安全指導・避難訓練に併せて、各教室の刃物の管理状況を確認する。

○長期休業日等を利用し、教職員による防災研修を行う。

4 大規模地震（震度5強以上）発生に対する対応措置

（1）児童・生徒在校時

スクールバス運行は中止し、保護者に来校を依頼し、児童・生徒を引渡す。

ア 電話連絡・マチコミ等での連絡により、現在の状況を保護者に伝える。

イ 帰宅しても保護が困難な場合、児童・生徒は保護者と共に、学校に避難することも可能とする。

ウ 火災も含む災害が起きた場合、近隣の雷塚公園等に避難する。(※仮設校舎の期間は該当しない。)

（2）スクールバス登下校時

運行が可能な場合は通常通り運行する。但し、登校時、地震発生以降の追加乗車はしない。下校時、バス停に迎えがない児童・生徒は、バスで学校に戻る。

運行が不可能な場合（渋滞・運行不能等）は、駐車可能な場所で待機する。教職員が運行停止地点へ向かい、学校又は待機場所近くの安全な場所に避難する。

- (3) 登下校時保護者による送迎の場合は、安全に配慮し保護者判断での対応を依頼する。
- (4) 一人通学の場合は、家庭と学校で震災時の対応を事前に確認しておく。
- (5) 校外学習・移動教室・修学旅行の場合は、安全に学校に戻ることが不可能な場合、近隣の避難場所で児童・生徒の安全を確保する。避難場所等は事前に計画に定め、あらかじめ保護者等に周知する。
- (6) 震度5弱以下の地震の場合は、運行ルート周辺の安全確認後、スクールバスを運行する。安全確認は、警察・市役所・運転手等からの情報により、校長が判断する。

5 帰宅困難者支援ステーション等について

災害時、学校は帰宅困難者支援ステーション、武藏村山市との協定（平成25年締結）による福祉避難所の役割を担う。

- ア 児童・生徒、保護者の保護支援を基本として対応する。
- イ 帰宅困難者、福祉避難所（地域の高齢者・障害者）の利用エリアと、児童・生徒の居室は分けて設置する。

6 地震防災対策強化地域判定会（判定会）開催時及び大地震発生時の教職員の服務

（1）判定会開催時の対応措置

ア 在校時（勤務中）

- a 校長は、防災委員会を招集し、児童・生徒の下校体制等を協議し、各学部に徹底する。各担当は、保安点検、重要書類の持ち出し等の準備を行う。
- b 教職員は、児童・生徒の引き渡し業務を行う。（スクールバス乗車担当者は、状況により校長の指示を受けて添乗する）
- c 教職員は、児童・生徒の帰宅確認後、校長の指示を受け、保安要員を除き帰宅する。

イ 出退勤途中の場合

- a 教職員は、できる限り勤務校に向かう。
- b 教職員は、児童・生徒の登校状況の掌握に努め、登校した児童・生徒の保護にあたる。
- c 教職員は、児童・生徒の帰宅確認に努める。
- d 保安要員は残留し、その他は自宅で待機する。

ウ 在宅中の場合

- a 保安要員はできるだけ出勤する。その他は自宅待機し連絡を待つ。
- b 保安要員は児童・生徒の動静状況の掌握に努め、学校の保全と授業再開を図る。

（2）大地震発生時の対応措置

ア 在校時

- a 教職員は、児童・生徒を保護者に引き渡すまで安全保護に努めることを第一とする。
※東京小児療育病院の児童・生徒は病院に引き渡すまでとする。
⑤スクールバス運行中や校外学習の場合は、その地域の行政機関の対応指示（措置）に従うこと。
- b 教職員は、災害非常体制に定めてある任務を遂行し、学校の保全と授業再開に努める。
- c a 及び b の措置後は、保安要員を除いて帰宅し自宅待機とする。

イ 教職員は、出退勤途中の場合は、できる限り勤務校に向かう。

ウ 自宅待機期間中は情報に留意し、学校と連絡を図ること。また、大地震発生時の待機中の場合、状況により出勤可能な場合においては出勤する。

教職員の災害非常時の服務については次の通りとする。

1次退勤…大半の児童・生徒の引き渡しが完了した時点

2次退勤…ほとんどの児童・生徒の引き渡しが完了した時点

保安要員…学校に残留し、学校の保全と児童・生徒の状況を掌握する

※退勤にあたっては、校長の指示に従うこと。

※1次退勤者、2次退勤者、保安要員については、毎年度5月までに定める。